

警察職員の育児休業等の運用について(例規)

(最終改正:令和5年3月27日 務第17号)

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

警察職員の育児休業等の運用について下記のとおり定め、平成4年4月13日から実施(平成4年4月1日から適用)することとしたので、事務取扱い上誤りのないようにされたい。

記

第1 総則関係

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)にいう「子」とは、養子を含んだ法律上の親子関係がある子及び育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者をいう。
- 2 育児休業法第2条第2項の「育児休業をしようとする期間」又は育児休業法第10条第2項の「育児短時間勤務をしようとする期間」とは、連続する一の期間をいう。
- 3 育児休業法第5条第1項(育児休業法第12条又は第19条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の「出産」とは、妊娠満12週以後の分べん(死産を含む。)をいう。
- 4 育児休業法第5条第1項の「職員の子でなくなった場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 職員と育児休業に係る子とが離縁した場合
 - (2) 職員と育児休業に係る子との養子縁組が取り消された場合
 - (3) 職員と育児休業に係る子との親族関係が民法(明治29年法律第89号)第817条の2に規定する特別養子縁組により終了した場合
 - (4) 職員と育児休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)
 - (5) 職員と育児休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
- 5 育児休業法第10条第1項又は第19条第1項の「小学校就学の始期に達するまで」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。
- 6 職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下「条例」という。)第2条第5号ア(ア)の「引き続いて任命権者を同じくする職」に「採用され」るものであるか又は同号イ(イ)若しくは第3条第7号の「引き続いて特定職に採用される」ものであるかどうかの判断は、それぞれその雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。
- 7 職員の育児休業等に関する規則(平成4年和歌山県人事委員会規則第3号。以下「規則」という。)第6条第2項(規則第11条(規則第16条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の養育状況変更届は別記様式第1号とする。

第2 育児休業の承認関係

- 1 育児休業法第2条第1項の「3歳に達する日」とは、満3歳の誕生日の前日をいい、「1歳に達する日」とは、満1歳の誕生日の前日をいい、「1歳6か月に達する日」とは、満1歳の誕生日から起算し、6か月後の応当日(当該月に応当日がない場合にあっては、当該日の翌月の初日)の前日をいい、「2歳に達する日」とは、満2歳の誕生日の前日をいう。
- 2 育児休業法第2条第1項ただし書の「二回の育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)」については、他の法律の規定による育児休業は含まないものとし、また、職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業(同項各号に掲げる育児休業

を除く。以下この項において同じ。)の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

- 3 育児休業法第2条第1項第1号に掲げる育児休業については、同条の規定によりその養育する子の出生の日から57日間に職員(当該期間内に職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)第14条第1項第9号に掲げる場合における休暇のうち産後8週間を経過するまでの期間に係る休暇(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))にあつては、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第2項に規定する休業)により勤務しない職員を除く。次項において同じ。)が当該子についてする育児休業(育児休業法第2条第1項第2号に掲げる育児休業を除く。)のうち最初のもの及び2回目のものをいい、他の法律の規定による育児休業は含まない。
- 4 職員が双子など複数の出生の日から57日を経過しない子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業法第2条第1項第1号に掲げる育児休業の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても同号に掲げる育児休業をしたものとして取り扱うものとする。
- 5 条例第2条第5号アに掲げる非常勤職員に該当するかどうか、又は条例第2条の3第3号ウ若しくは条例第2条の4第3号に掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があつた時点において判明している事情に基づき行うものとする。
- 6 育児休業法第2条第3項の「業務を処理するための措置」とは、業務分担の変更、職員の採用、昇任、転任又は配置換え、非常勤職員の採用、臨時的任用等の措置をいう。
- 7 職員は、育児休業又は期間の延長の承認を受けようとする場合は、別記様式第2号により、当該職員の所属の長及び警務部警務課長(以下「警務課長」という。)を経由して請求するものとする。
- 8 所属長は、職員から育児休業承認請求書の提出を受けた場合は、当該請求に係る期間についての当該請求をした職員の業務を処理するための措置に関する副申(別記様式第3号)を添えて、警務課長を経由の上警察本部長に送付するものとする。

第3 育児休業の失効等関係

- 1 育児休業法第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す場合には、当該育児休業に係る職員にその旨を記載した文書を交付するものとし、この場合の文書については、人事異動通知書を用いることができることとする。
- 2 育児休業法第5条第2項の「子を養育しなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 職員と育児休業に係る子とが同居しないこととなった場合
 - (2) 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、育児休業の期間中、当該育児休業に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合
 - (3) 職員が育児休業に係る子を託児するなどして常態的に当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合
- 3 条例第5条の規定は、育児休業をしている職員が当該育児休業の期間中に当該育児休業に係る子以外の子を養育することとなった場合には、当該養育することとなった子に係る育児休業の承認の請求をすることができるが、重ねて育児休業をすることはできないことから、

これを承認しようとするときは現に効力を有する育児休業の承認を取り消す必要があることを定めたものである。

第4 期末手当等の支給関係

規則第8条の「その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間」とは、法令の規定により勤務しないことが認められている期間をいう。

第5 育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整関係

条例第8条の規定の適用については、「職員の復職時等における号給の調整の運用について」（平成5年3月31日付け和人委第445号）及び「警察官の復職時等における号給の調整の運用について」（平成5年3月31日付け和人委第447号）に定めるところによる。

第6 育児短時間勤務の承認関係

- 1 職員が双子など複数の小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合において、そのうちの1人について育児短時間勤務の承認を受けて、当該育児短時間勤務の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児短時間勤務をしたものとして取り扱うものとする。
- 2 育児休業法第10条第3項の「業務を処理するための措置」とは、業務分担の変更、職員の採用、昇任、転任又は配置換え、任期付短時間勤務職員の任用、非常勤職員の採用時の措置をいう。
- 3 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則第10条第1項に規定する育児短時間勤務承認請求書（以下「育児短時間勤務請求書」という。）により、当該職員の所属の長及び警務課長を経由して行うものとする。この場合の所属長の措置は、第2の7の規定を準用する。
- 4 所属長は、職員から育児短時間勤務承認請求書の提出を受けた場合は、当該請求をした職員の業務を処理するための措置に関する副申（別記様式第4号）を添えて、警務課長を経由の上警察本部長に送付するものとする。
- 5 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書は、別記様式第5号のとおりとする。
なお、育児短時間勤務計画書を提出した職員は、その内容について変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更が生じた事項を届け出るものとする。

第7 育児短時間勤務の承認の取消し関係

- 1 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の「子を養育しなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 職員と育児短時間勤務に係る子とが同居しないこととなった場合
 - (2) 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合
 - (3) 職員が育児短時間勤務に係る子を託児するなどして当該育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合
- 2 条例第14条第2号の規定は、育児短時間勤務をしている職員が当該育児短時間勤務の期間中に当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務の承認の請求をすることができ、重ねて育児短時間勤務をすることはできないことから、所属長がこれを承認しようとするときは現に効力を有する育児短時間勤務の承認を取り消す必要があることを定めたものである。

第8 育児短時間勤務職員等の給料月額関係

条例第19条から第24条までの規定によりそれぞれ読み替えられた職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第9条第2項及び第10条第2項、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第9条第2項に規定する「その者の受ける号給」並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第54号）附則第5項の規定により読み替えられた同条例附則第4項及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第60号）附則第5項の規定により読み替えられた同条例附則第4項に規定する「当該号給」とは、その者が現に受ける号給をいい、これらの規定により決定されたその者の号給について、条例又は人事委員会規則に基づく調整が行われた場合には、当該調整が行われた後の号給を基礎として、これらの規定を適用することとなる。

第9 部分休業関係

- 1 育児休業法第19条第1項の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容及び業務量、当該請求に係る期間について当該請求した職員の業務を処理するための措置の難易度等を総合して行うものとする。
- 2 育児休業法第19条第1項の「3歳に達するまで」とは、満3歳の誕生日の前日までをいう。
- 3 条例第33条に規定する給与の減額方法については、「職員の給与に関する規則の運用について」（昭和33年1月9日付け和人委第4号）第2条関係第2項及び第3項の例による。
- 4 所属長は、規則第15条第1項の規定による請求があった場合には、速やかに承認するかどうかを決定し、当該職員に対して当該決定を通知するものとする。
- 5 所属長は、部分休業を承認する場合には、部分休業が必要な期間についてあらかじめ包括的に請求させて承認するものとする。
- 6 規則第15条第1項の部分休業承認請求書の様式は、別記様式第6号とする。

第10 その他

養育状況変更届、育児休業承認請求書、育児短時間勤務承認請求書、育児短時間勤務計画書及び部分休業承認請求書は、3年間保管するものとする。

（別記様式省略）